

入園後の認定変更等の手続きについて



入園後、認定状況や世帯状況に変更がある場合は、変更の手続きが必要です。

変更を希望する月の前月 25 日（25 日が土日祝日の場合はその前の平日）までに手続きしてください。

各種必要書類の様式は、右上電子コードからダウンロードが可能です。

変更内容		必要書類	留意事項
認定区分	1→2号	- 認定変更申請書兼変更届 - 就労証明書等	認定区分変更について、可能かどうか事前に利用施設に確認してください。 認定は月単位です。最短で申請のあった翌月の初日から変更となります。
	2・3→1号	認定変更申請書兼変更届	
保育必要量		認定変更申請書兼変更届	就労時間の変更を伴う場合は、就労証明書を提出してください。 認定は月単位です。最短で申請のあった翌月の初日から変更となります。
就労状況	就職・転職 異動 就労時間	- 認定変更申請書兼変更届 - 就労証明書	保育を必要とする事由や保育必要量の変更の有無を確認します。 就労時間が月に 48 時間未満の場合、その月は求職活動月になります。
	退職	認定変更申請書兼変更届	退職後、求職活動を行う場合は、保育必要量が標準時間から短時間へ変更となります。
認定事由	疾病等	- 認定変更申請書兼変更届 - 診断書等	診断書は、盛岡市様式を使用してください。 疾病により休職しその後復職する場合は、病休期間が記載された就労証明書を提出してください。
	就学	- 認定変更申請書兼変更届 - 在学証明書	保育を必要とする事由や保育必要量の変更の有無を確認します。
	職業訓練	- 認定変更申請書兼変更届 - 受講決定通知書・時間割表	
	出産予定	- 認定変更申請書兼変更届 - 母子健康手帳の写し	出産予定日や出産後の育児休業取得予定の有無を確認します。 母子健康手帳の表紙及び出産予定日のページの写しを提出してください。
	出産後	育児休業または産前・産後休業期間が記載された就労証明書	復職予定年月日を確認します。既に在園している保育施設に限り、育児休業対象の子どもの1歳の誕生日の前日までは育児休業中も継続して保育施設をご利用いただけます。（1歳の誕生日以前に復職しない場合は、1歳に達した月の月末までの入園となります。）
住所変更	市内転居	認定変更申請書兼変更届	転居により同居家族が変更になった場合は、新しい世帯構成員について記載してください。
	市外へ転出	退園届	市外へ転出後も現在入園している保育施設の継続利用を希望する場合は、改めて転出先の市区町村で手続きを行う必要があります。手続きについては、事前に転出先の市区町村に確認してください。
世帯構成	婚姻	- 認定変更申請書兼変更届 - 就労証明書等 - マイナンバー確認書類	新たに保護者となる方の市区町村民税所得割額が確認できない場合は、別途、書類の提出を求めることがあります。
	離婚	認定変更申請書兼変更届	離婚前提別居の場合は、申立書を提出してください。 代表保護者が変更になる場合は、保育料振替口座の解約及び新規申込も必要です。